

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市における推進体制の整備等											
<p>(1) 室等の設置</p> <p>中心市街地活性化に向けた総合調整及び事業進捗状況、民間事業への補助支援を所管する組織として、商工課内に「中心市街地活性化グループ」を設置しています。</p> <p>■担当部署の設置経過</p> <table border="1"> <tr> <td>平成10年10月1日 ～</td> <td>商工課内に「中心市街地活性化対策班」を設置。 都市計画課内に「拠点都市整備担当」を置く</td> </tr> <tr> <td>平成12年4月1日 ～</td> <td>総合調整する課相当組織として「中心市街地活性化推進室」を設置</td> </tr> <tr> <td>平成16年4月1日～</td> <td>総合調整と併せて民間事業への支援強化・フォローアップを行うこととし、補助制度を所管する商工課内に「中心市街地活性化グループ」として再配置</td> </tr> </table>		平成10年10月1日 ～	商工課内に「中心市街地活性化対策班」を設置。 都市計画課内に「拠点都市整備担当」を置く	平成12年4月1日 ～	総合調整する課相当組織として「中心市街地活性化推進室」を設置	平成16年4月1日～	総合調整と併せて民間事業への支援強化・フォローアップを行うこととし、補助制度を所管する商工課内に「中心市街地活性化グループ」として再配置				
平成10年10月1日 ～	商工課内に「中心市街地活性化対策班」を設置。 都市計画課内に「拠点都市整備担当」を置く										
平成12年4月1日 ～	総合調整する課相当組織として「中心市街地活性化推進室」を設置										
平成16年4月1日～	総合調整と併せて民間事業への支援強化・フォローアップを行うこととし、補助制度を所管する商工課内に「中心市街地活性化グループ」として再配置										
<p>(2) 市部局間連絡調整組織</p> <p>会津若松市の空洞化が進む中心市街地の活性化を図り、もって本市における地域経済・文化の発展に寄与するため、都市機能の増進を含めた中心市街地の活性化の手法を検討する組織として、市長を本部長とする「会津若松市中心市街地活性化推進本部」を平成10年3月5日に設置しました。</p> <p>中心市街地活性化法の改正に伴い、中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ効果的に推進する組織として所掌事務及び構成員の見直しを行いました。</p> <p>■組織概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>中心市街地の活性化に関する施策に係る総合的な事業の検討及び調整に関すること <ul style="list-style-type: none"> 中心市街地活性化の方針、目標の設定及び達成度の把握 中心市街地活性化事業の検討、調整及び進行管理 中心市街地活性化事業の事後評価 </td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>その他、中心市街地の活性化に関する施策のために必要な事項</td> </tr> <tr> <th colspan="2">組 織</th> </tr> <tr> <td>推 進 本 部</td> <td>本部長：市長 副本部長：副市長 本部員：企画政策部長、財務部長、総務部長、市民部長、健康福祉部長、観光商工部長、農政部長、建設部長、教育委員会教育部長、水道部長</td> </tr> </tbody> </table>		所 掌 事 務		①	中心市街地の活性化に関する施策に係る総合的な事業の検討及び調整に関すること <ul style="list-style-type: none"> 中心市街地活性化の方針、目標の設定及び達成度の把握 中心市街地活性化事業の検討、調整及び進行管理 中心市街地活性化事業の事後評価 	②	その他、中心市街地の活性化に関する施策のために必要な事項	組 織		推 進 本 部	本部長：市長 副本部長：副市長 本部員：企画政策部長、財務部長、総務部長、市民部長、健康福祉部長、観光商工部長、農政部長、建設部長、教育委員会教育部長、水道部長
所 掌 事 務											
①	中心市街地の活性化に関する施策に係る総合的な事業の検討及び調整に関すること <ul style="list-style-type: none"> 中心市街地活性化の方針、目標の設定及び達成度の把握 中心市街地活性化事業の検討、調整及び進行管理 中心市街地活性化事業の事後評価 										
②	その他、中心市街地の活性化に関する施策のために必要な事項										
組 織											
推 進 本 部	本部長：市長 副本部長：副市長 本部員：企画政策部長、財務部長、総務部長、市民部長、健康福祉部長、観光商工部長、農政部長、建設部長、教育委員会教育部長、水道部長										

幹事会

幹事長：観光商工部企画副参事
 幹事：企画調整課長、地域づくり課長、財政課長、総務課長、
 環境生活課長、危機管理課長、地域福祉課長、
 障がい者支援課長、高齢福祉課長、こども家庭課長、
 こども保育課長、観光課長、商工課長、農政課長、
 都市計画課長、道路建設課長、建築課長、教育総務課長、
 生涯学習総合センター副所長、水道部総務課長

■協議経過

開催日	会議名	議 題
平成 25 年 11 月 26 日	幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行基本計画の概要 ・ 国の施策の方向性等 ・ 基本計画（素案）概要版
平成 25 年 12 月 26 日	幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内からの意見、具体的事業 ・ 市独自計画（平成 21 年度～平成 25 年度）の総括 ・ 市独自計画（平成 26 年度策定）の方向性と具体的事業
平成 26 年 4 月 9 日	推進本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁議以降の修正点 ・ パブリックコメントの結果
平成 26 年 12 月 18 日	幹事会	国の認定申請にかかる市独自計画の見直しについて [期間、基本方針、エリア、事業内容]
平成 27 年 4 月 28 日	推進本部	中心市街地活性化基本計画の認定申請について
平成 28 年 4 月 22 日	幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 27 年度の事業状況等 ・ フォローアップ報告
平成 28 年 4 月 26 日	推進本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 27 年度の事業状況等 ・ フォローアップ報告
平成 28 年 6 月 21 日	幹事会	中心市街地活性化基本計画の変更認定申請について
平成 29 年 4 月 19 日	幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 28 年度の事業状況等 ・ フォローアップ報告
平成 29 年 4 月 26 日	推進本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 28 年度の事業状況等 ・ フォローアップ報告
平成 29 年 9 月 27 日	幹事会	中心市街地活性化基本計画の変更認定申請について
平成 29 年 10 月 3 日	推進本部	中心市街地活性化基本計画の変更認定申請について

(3) 市議会における中心市街地活性化に関する審議状況

会津若松市議会において、中心市街地活性化に関し以下のとおり審議しています。

■会津若松市議会における審議経過

年 月	審議の要旨
平成 21 年 2 月 定例会	(質問要旨) 中心市街地活性化基本計画の見直しについて (答弁要旨) 平成 19 年に実施した「歩いて暮らせるまちづくり会津若松地区社会実験」等の取組みを踏まえながら、同年に設立された中心市街地活性化協議会やワークショップの中で、基本計画について協議してきた。現在、国と協議、調整を進めている状況である。
平成 21 年 7 月 臨時会	(質問要旨) 「戦略的中心市街地賑わい再生事業」について (答弁要旨) この事業は、選択と集中による商店街の賑わい再生と景観づくりを行うものであり、内容は、中合会津店と会津サティの入居テナントショップの撤退防止及び売上額の流出防止のため、まちなかの空き店舗に誘致しようとする「街なかテナントミックス事業」である。従来市の中小企業振興条例に基づく空き店舗対策という観点の取組みではなく、まちをプロデュースするという観点で、店舗外観の修景、さらにはショーウィンドー化によって連続性のある見せ方をし、まちの価値を高めるという仕組みづくりである。6月の会津サティの閉店、来年2月の中合会津店の撤退によるまちの喪失感から脱却を図るため、国の経済対策臨時交付金を活用した大きな事業として位置づけている。
平成 21 年 9 月 定例会	(質問要旨) 大規模集客施設(1万平方メートル以上の店舗等)の立地制限*と中心市街地活性化との関連性について *本市は平成 22 年に「特別用途地区内における建設物の制限に関する条例」を制定。 (答弁要旨) 市といたしましては、近年の人口減少や少子高齢社会における都市機能の無秩序な拡散を抑制するとともに、中心市街地への都市機能の集積の促進を図るため、中心市街地活性化基本計画の認定へ向けて、特別用途地区内における建設物の制限に関する条例の整備が欠かせないと考えている。

<p>平成 22 年 12 月 定例会</p>	<p>(質問要旨) 中心市街地活性化基本計画(素案)見直しの経過と概要について (答弁要旨) 中心市街地活性化協議会と連携し、中心市街地活性化基本計画の見直し作業を進めてきたところであるが、国との基本計画素案の協議において、会津サティ跡地、旧中合会津店、神明通りのまちづくり会津駐車場、以上3カ所の事業計画を基本計画に位置づけるよう指導を受けている。また、中心市街地のエリア設定につきましても、活性化に寄与する事業実施エリアの再編について検討しているところであり、中心市街地活性化協議会からも提案を受けている。</p>
<p>平成 23 年 2 月 定例会</p>	<p>(質問要旨) 「生涯学習総合センター」によるまちなか活性化への影響について (答弁要旨) 生涯学習総合センターは、多くの市民や観光客の皆様が集う中心市街地に立地しており、情報の宝庫である図書館機能も備えていることから、総合案内業務を委託する業者とも緊密に連携を図り、生涯学習の拠点としての機能に加え、観光情報などさまざまな情報を発信する機能を充実してまいりたいと考えている。今後とも、生涯学習総合センターがまちなか活性化に資する交流施設として、さらにはその愛称である會津稽古堂に込められた会津の学びの精神を未来に伝えていく施設となるよう努力していきたいと考えている。</p>
<p>平成 24 年 2 月 定例会</p>	<p>(質問要旨) 「まちなか賑わい協働事業」について (答弁要旨) 学生や若手の経営者の方などの市民をはじめ、まちづくりに携わる各種団体により、(仮称)まちなか賑わい委員会を設立し、中心市街地活性化に向けた取り組みを図るものである。また、タウンマネージャーと呼ばれるまちづくりの専門家からの指導、助言や、先進都市の視察、まちなか賑わいづくりイベントの開催等の実践を通して、商店街等の今後のまちづくりリーダーを育成するとともに、まちなかの賑わいづくりの具現化策について、市民との協働による検討、立案、事業展開を図っていく。 エリアとしては、JR会津若松駅から鶴ヶ城までのエリアと七日町通りのエリアを軸とする中心市街地活性化基本計</p>

	画において中心市街地と位置づけている区域を中心として、市民との協働により賑わいの創出に取り組んでいきたいと考えている。
平成 25 年 2 月 定例会	<p>(質問要旨)</p> <p>中心市街地活性化基本計画の早急な見直しについて</p> <p>(答弁要旨)</p> <p>本市では、中心市街地活性化協議会との連携のもと、平成 21 年 2 月に中心市街地活性化基本計画の素案を策定し、国への計画の申請、認定を目指していたが、会津サティ、中合会津店の相次ぐ閉店によって跡地利活用の検討が必要となっている。現在、旧中合会津店については、所有者である株式会社中合自らが建物の解体工事に着手しており、また国においては産業構造審議会に中心市街地活性化部会が設置されるなど、これまでの中心市街地活性化政策の見直しとともに、新たな対応策の取りまとめが進められている。このことから、震災後の社会経済状況を踏まえるとともに、中合会津店跡地の利活用の動向や国の新たな中心市街地の活性化政策を見据えながら、中心市街地活性化基本計画の再度の見直し作業を進めていきたいと考えている。また、今年度「まちなか賑わい協働事業」において設立した「会津まちづくり応援隊」が取りまとめている「まちなか賑わいプロジェクト」に加え、各商店街の方々が考えている今後の取り組みや事業等についても多様な主体による中心市街地の賑わいの創出には不可欠なものであることから、市民協働の視点も踏まえながら、関係団体や商店街、市民とともにその実現に向けた取り組みを進めていきたいと考えている。</p>
平成 25 年 9 月 定例会	<p>(質問要旨)</p> <p>基本計画の見直しにおける、多様な主体との中心市街地の賑わいづくりについて、市民協働の視点から、関係団体、商店街、市民と取り組むとしているが、市として具体的に何に取り組んでいるのか。</p> <p>(答弁要旨)</p> <p>計画見直しに当たっては、国の中心市街地活性化施策の検討状況を見据え、引き続き各種団体から構成される中心市街地活性化協議会との連携を図るとともに、「会津まちづくり応援隊」によって立案された「まちなか賑わいづくりプロジェクト」など、市民の方々の意見を踏まえ、市において直接作業を進めている。</p>

<p>平成 25 年 12 月 定例会</p>	<p>(質問要旨)</p> <p>①9 月定例会で示された中心市街地活性化基本計画のその後と今後に向けての方針</p> <p>②中心市街地活性化基本計画における事業選定についての、中心市街地活性化協議会との協議経過(平成 25 年 6 月以降)と、事業選定の基本コンセプトと進捗状況</p> <p>(答弁要旨)</p> <p>①活性化協議会の下部組織となる幹事会のワーキンググループが幹事会の委員や市民の方、「会津まちづくり応援隊」の会員の方々により組織され、10 月より 3 回にわたり意見交換会を開催してきた。その中で、これまでの取り組みが商店街を中心としたものであり、市民や住まい手の目線が不足していたなどの意見が出された。そうした意見を踏まえ、基本計画の基本理念や方針、活性化の方向性、具体的な事業など基本計画の素案を整理した上で 11 月 27 日に活性化協議会幹事会へ提示し、現在協議を継続している。</p> <p>②基本計画には、居住環境や利便性の向上に寄与する市街地整備事業や商店街等の活性化事業、さらには現在の社会的課題や地域課題に対応した子育て支援、商店街コミュニティー再生、買い物弱者対策等の事業の位置づけを図る。加えて市民ニーズや市民目線に立った事業として、会津まちづくり応援隊によるまちなか賑わいづくりプロジェクト等の事業案の中から 10 年先を見据えながら 5 年以内に着手可能な事業熟度の高い事業の選定を進めている。</p> <p>活性化協議会をはじめ市商店街連合会や各商店街、まちづくり団体等との意見交換を行うとともに、庁内での事業の検討及び調整を図る中心市街地活性化推進本部幹事会を開催し、策定に向けた協議を進めている。</p>
<p>平成 26 年 2 月 定例会</p>	<p>(質問要旨)</p> <p>①中心市街地活性化に対する基本理念について</p> <p>②中心市街地の活性化策についての、関係機関、国、県や関係団体との協議について</p> <p>(答弁要旨)</p> <p>①平成 10 年の中心市街地活性化基本計画の基本理念である「城下町回廊の賑わい」を現在策定中の基本計画素案に継承しながら、多様な面でまちなかの魅力を高め、居住人口と交流人口の拡大による中心市街地活性化を図っていく。</p> <p>②さまざまな団体等との意見交換を通して、基本計画の理念や方針、活性化の方向性、さらには具体的事業等について広</p>

く意見をいただき、それらをもとに基本計画素案を整理してきた。今後は、パブリックコメントによる意見を踏まえるとともに、国に対する計画の認定申請や具体的な事業の実現について、国や県との協議を進めていく。また、具体策の実現には関係する機関や団体等との連携は極めて重要であり、社会動向や市民ニーズ、民間活動の動きを的確に捉えながら、さまざまな主体者とのネットワークを強化するとともに、基本計画の一部事業の実現を担う「(仮称)まちなか賑わいプロジェクト実行委員会」を新たに組織し、さまざまな機関と調整、連携を図りながら中心市街地の活性化に取り組んでいく。

(4) 住民、有識者、民間事業者等を交えた中心市街地活性化検討の場

①まちなか検証会

これまでの取り組みの検証と今後の事業計画等について、中心市街地の商店街やまちづくり団体から聞き取りを行いました。この内容は、会津まちづくり応援隊の活動の基礎資料としても活用されました。

■検討経過

開催日	商店街・まちづくり団体名
平成 24 年 5 月 24 日	七日町通りまちなみ協議会
平成 24 年 5 月 29 日	会津若松市役所通り商店街振興組合
平成 24 年 5 月 31 日	会津若松市本町商店街振興会
平成 24 年 6 月 4 日	神明通り商店街振興組合 野口英世青春通り協議会
平成 24 年 6 月 6 日	大町四ツ角中央商店街振興組合 大町通り商店会連合会 大町通り活性化協議会 アネッサクラブ
平成 24 年 6 月 7 日	鶴ヶ城北出丸大通り活性化協議会
平成 24 年 6 月 20 日	会津ふれあい通り大和町桂林寺町商店会



②会津まちづくり応援隊と商店街等による活動

まちなかを利用する立場の市民が商店街等とのまち歩きを通し、現状を見て、聞いて、まちなかの将来像について考える活動を行いました。

■活動経過

開催日		内 容
平成 24 年	7月 8日	ワークショップ（理念の設定）
	7月 28日	まち歩き・ワークショップ （神明通り・野口英世青春通り）
	8月 19日	まち歩き・ワークショップ （七日町通り・会津ふれあい通り）
	9月 1日	まち歩き・ワークショップ （市役所通り・鶴ヶ城北出丸大通り）
	9月 29日	まち歩き・ワークショップ（本町通り）
	10月 13日	まち歩き・ワークショップ（大町通り）
	11月 14日	ワークショップ（商店街との意見交換会）
	12月 15日	ワークショップ（まちなかの将来像とコンセプト）
平成 25 年	1月 19日	ワークショップ（将来像と重点的事業）
	3月 24日	会津まちづくり応援隊成果発表会 まちなか賑わいづくりプロジェクト策定



③まちなか賑わいづくりプロジェクト実行委員会における協議

中心市街地活性化基本計画の一部を推進する組織として、平成 26 年度に商店街等や会津まちづくり応援隊などを構成員とする「まちなか賑わいづくりプロジェクト実行委員会」が設立され、まちなかの誘導案内、憩いの空間づくりやまちづくりに関する講演会等を行っています。

■組織概要（構成員）

役 職	団 体
会 長	澁川 恵男（株）まちづくり会津 代表取締役
副 会 長	長谷川 登（会津若松市役所通り商店街振興組合 理事長）
監 事	菅原 正晴（会津まちづくり応援隊 会長）
委 員	会津まちづくり応援隊
	（株）まちづくり会津
	会津若松商工会議所

	会津若松ルネッサンス協議会
	(一財)会津若松観光ビューロー
	大町通り活性化協議会（ORP）
	大町四ツ角中央商店街振興組合
	七日町通りまちなみ協議会
	野口英世青春通り協議会
	神明通り商店街振興組合
	会津若松市役所通り商店街振興組合
	鶴ヶ城北出丸大通り活性化協議会
	会津若松市本町商店街振興会
	会津ふれあい通り大和町桂林寺町商店会
	会津若松市中央通り商店振興会
	会女通り商店会
	栄町四丁目通り商工会
	博労町通り町並み会
	会津若松市
オブザーバー	福島県会津若松建設事務所
事務局	会津若松市商工課

■活動経過

開催日	内 容
平成 26 年 7 月 6 日	まち歩き・ワークショップ (調査エリア：会津若松駅～大町通り～大町四ツ角)
平成 26 年 7 月 13 日	まち歩き・ワークショップ (調査エリア：七日町通り～大町四ツ角～野口英世青春通り～会女通り～市役所通り～北出丸大通り)
平成 26 年 7 月 27 日	まち歩き・ワークショップ (調査エリア：本町通り、ふれあい通り)
平成 26 年 8 月 28 日	ワークショップ(検討事項：設置場所・植樹場所の選定)
平成 26 年 10 月 1 日	まちなか賑わいづくりプロジェクト&景観フォーラム
平成 26 年 11 月 7 日	ワークショップ(検討事項：表記内容・実施内容の検討)
平成 27 年 1 月 29 日	ワークショップ(検討事項：表記内容・実施内容の検討)
平成 27 年 2 月～	案内板の設置、植樹



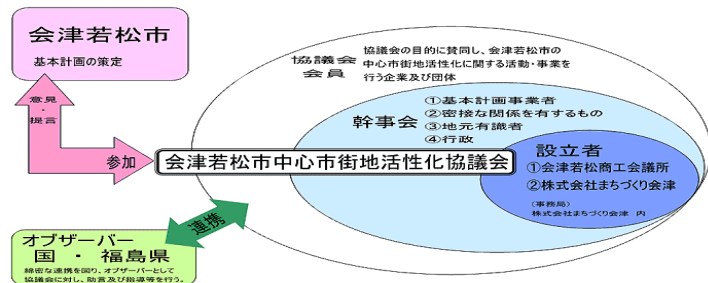
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 概要

会津若松市中心市街地活性化協議会は、改正中心市街地活性化法に位置付けられた組織として、平成 19 年 2 月 21 日に設立されました。本協議会は、市が策定する基本計画に対し意見を提出する機関として、商業分野をはじめ、地域全体を様々な角度から協議検討し、総合的な中心市街地の活性化を推進する組織です。

協議会の設立にあたっては、会津若松商工会議所と(株)まちづくり会津が共同設立者となり、関係機関・団体等へ呼びかけ、協議会委員を構成するとともに、経済産業省東北経済産業局や国土交通省郡山国道事務所等の行政機関をオブザーバーとして組織編成されています。

会津若松市中心市街地活性化協議会構成及び連携図



(2) 構成員及び開催状況

■ 構成員

【委員】

役職名	団体名	団体役職名
会長	会津若松商工会議所	会頭
専務	会津若松商工会議所	専務理事
	会津若松商工会議所	女性会会長
	会津若松商工会議所	青年部会長
副会長	協議会の同意により、会長が選任	
	会津若松市	市長
	会津若松市商店街連合会	会長
	神明通り商店街振興組合	理事長
	会津若松市役所通り商店街振興組合	理事長
	大町四ツ角中央商店街振興組合	理事長
	野口英世青春通り協議会	会長
	七日町通りまちなみ協議会	会長
	会津ふれあい通り大和町桂林寺町商店会	会長
	アネッサクラブ	代表
	会津若松市本町商店街振興会	会長

	大町通り商店会連合会	会長
	東北電力(株) 会津若松支社	支社長
	(株)NTT東日本-福島 会津支店	支店長
	会津若松ハイヤー営業会	会長
	東日本旅客鉄道(株) 会津若松駅	駅長
	社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会	会長
	会津若松市建設業組合	組合長
	(一社)福島県建築士事務所協会 会津支部	支部長
	(公社)福島県建築士会 会津支部	支部長
	ふくしま測量設計協同組合	代表理事
	(株)エフエム会津	代表取締役
	(一財)会津若松市観光ビューロー	理事長
監事	会津若松市金融団 (東邦銀行会津支店)	幹事長 (取締役支店長)
監事	会津信用金庫	理事長
	会津商工信用組合	理事長
	会津よつば農業協同組合	代表理事組合長
	(公社)会津青年会議所	理事長
	会津漆器協同組合	理事長
	会津若松旅館ホテル組合	組合長

【オブザーバー】

経済産業省 東北経済産業局	局長
国土交通省 東北地方整備局 郡山国道事務所	所長
国土交通省 北陸地方整備局 阿賀川河川事務所	所長
福島県商工労働部	部長
福島県会津地方振興局	局長
福島県会津若松建設事務所	所長
福島県会津若松警察署	署長
公立大学法人 会津大学	学長

【幹事会】

団体名	備考
会津若松商工会議所	会津若松商工会議所 専務理事
	会津若松商工会議所青年部 会長
(株)まちづくり会津	(株)まちづくり会津 代表取締役
	(株)まちづくり会津 取締役
	(株)まちづくり会津 取締役
	(株)まちづくり会津 取締役

	(株)まちづくり会津 取締役
	(株)まちづくり会津支援団体（会津まちづくり企業共同体）
	(株)まちづくり会津支援団体（会津まちづくり企業共同体）
地元有識者	会津若松商工会議所 副会頭
	会津若松商工会議所 副会頭
	会津若松商工会議所 副会頭
	公立大学法人会津大学 学長
	公立大学法人会津大学短期大学部地域活性化センター 特任研究員
	福島県会津地方振興局 企画商工部長
	福島県会津若松建設事務所 主幹兼企画管理部長
	(株)リオン・ドールコーポレーション 代表取締役社長
	(株)中合 代表取締役社長
会津若松市	観光商工部 商工課長

■会議等の開催状況

開催日		会議名・議題
平成 25 年	10月 1日	ワーキンググループ 第1回意見交換会 ・ 現行の中心市街地活性化基本計画について ・ 中心市街地活性化基本計画の見直しについて
	10月 23日	ワーキンググループ 第2回意見交換会 ・ 前回の配布資料等への意見について ・ 中心市街地活性化基本計画の基本方針等について
	11月 21日	ワーキンググループ 第3回意見交換会 ・ 中心市街地における買い物弱者対策について ・ 大規模集客施設等の立地規制等について ・ 大規模小売店舗立地法の特例区域について ・ 会津若松市都市計画道路の見直しについて ・ これまでの意見交換会について
	11月 26日	第1回幹事会 ・ 基本計画について ・ 現行基本計画の概要について ・ 事業進捗状況について ・ 国の中心市街地活性化施策の考えについて ・ 会津まちづくり応援隊について
	12月 25日	第2回幹事会 ・ 中心市街地活性化基本計画（素案）について
平成 26 年	3月 26日	総会 ・ 会津若松市中心市街地活性化基本計画について

	12月22日	第1回幹事会 ・会津若松市中心市街地活性化基本計画の国の認定に向けた取組みについて
平成27年	4月22日	総会 ・会津若松市中心市街地活性化基本計画について
	6月17日	全体説明会 ・ICT関連企業集積のためのオフィス環境整備事業について
	6月23日	幹事会 ・ICT関連企業集積のためのオフィス環境整備事業について
平成28年	5月9日	総会 ・会津若松市中心市街地活性化基本計画について
	6月24日	総会 ・基本計画変更（第1回変更）について意見照会
平成29年	5月8日	総会 ・会津若松市中心市街地活性化基本計画について
	10月13日	総会 ・基本計画変更（第2回変更）について意見照会

(3) 中心市街地活性化協議会からの意見書

平成 27 年 4 月 22 日

会津若松市長 室井 照平 様

会津若松市中心市街地活性化協議会
会 長 宮森 泰弘



会津若松市中心市街地活性化基本計画に関する意見書

会津若松市中心市街地活性化基本計画案（以下「基本計画案」という。）は、会津若松市の中心市街地を活性化させる計画として概ね妥当なものであります。

(付帯意見)

基本計画案では、5 年間に実施される事業の事業主体や支援内容等が明記されるとともに、数値目標も設定されていることから、その着実な効果を期待し、次の意見を申し添えます。

1. 基本計画案における各事業は目標数値の達成と中心市街地のにぎわい創出に大きな影響を与えるものであることから、スピード感をもって各事業の実現に取り組んでいただくとともに、民間事業者や市民、行政および関係団体が一体となって取り組むことが極めて重要であることから、事業内容や施策の周知や地域住民のニーズ等の把握とともに、市民や民間事業者等のまちづくりへの参加をより一層推進していただきたい。
2. 当協議会としても、事業の推進に積極的に取り組んでまいり所存でありますので、会津若松市におかれましても、協議会の受け持つ役割の重要性を理解し、協議会の円滑な運営にご配慮いただきたい。
3. 中心市街地活性化に向けては、歴史と伝統の街として会津らしさを活かした景観が必須であることから、「ロイヤルプラザ整備改修事業」をはじめ、各事業の推進にあたっては、周辺との景観的な調和やバランスに十分配慮していただきたい。
特に、會津壹番館、旧福西本店、紀州屋 1934 等の多くの歴史的建造物が立地する野口英世青春通りについては、調和やバランスのとれた整備や改修を行っていただきたい。

(4) 規約

会津若松市中心市街地活性化協議会設置規約

(協議会の設置)

第1条 会津若松商工会議所及び株式会社まちづくり会津は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、会津若松市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第3条 協議会は、会津若松市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、必要な事項を協議し、会津若松市が作成しようとする中心市街地活性化基本計画の実行に寄与し、総合的な中心市街地活性化の推進を図ることを目的とする。

(活動)

第4条 協議会は、その目的を達するため、次の活動を行う。

- (1) 会津若松市が作成する法第9条第1項に規定する中心市街地活性化基本計画並びに法第9条第10項に規定する認定基本計画及びその実施に関し、必要な事項についての意見提出
- (2) 国の認定及び支援を受けようとする民間ベースの事業計画についての協議
- (3) 会津若松市中心市街地の活性化に関する協議会構成員相互の意見及び情報交換
- (4) 中心市街地活性化のための研修及び情報交換
- (5) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化に寄与する活動の企画及び実施

(協議会の事務局)

第5条 協議会の事務局を株式会社まちづくり会津に置き、庶務を行う。

(協議会の構成員)

第6条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 会津若松商工会議所
- (2) 株式会社まちづくり会津
- (3) 会津若松市（法第15条第4項第3号）
- (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要であると認める者
 - 2 前項第4号に該当する者であって、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。
 - 3 前項の申出により協議会の構成員となった者は、第1項第4号に規定する者

でなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

(協議会の組織)

第7条 協議会は、会長、副会長、専務及び委員をもって組織する。

(会長、副会長、専務)

第8条 会長は、会津若松商工会議所会頭をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、協議会の同意を得て、会長が選任する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 5 専務は、会津若松商工会議所専務理事をもって充てる。
- 6 専務は、会長、副会長を補佐し幹事会との調整にあたる。
- 7 会長、副会長、専務は非常勤とする。
- 8 会長、副会長、専務の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

(委員)

第9条 委員は、第6条第1項に掲げる者が指名する者をもって充てる。

- 2 委員は、非常勤とする。

(会議)

第10条 協議会の会議は（以下「会議」という。）、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 4 会議の議事は、出席委員の2分の1以上で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議に諮って定める。

(協議結果の尊重)

第11条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会の設置)

第12条 法第9条第2項各号に掲げる事項について必要な協議又は調整を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第13条 協議会の運営に要する経費は、協議会の予算の定めるところにより、会費、補助金及び負担金、その他の収入により負担するものとする。

- 2 委員の年会費は、会長が別に定める。

(協議会の監査)

第14条 協議会の出納を監査するため、監事若干名を置く。

- 2 監事は、会長が推薦し、協議会の同意を得て選任する。
- 3 監事は非常勤とする。
- 4 監事は、第1項に規定する監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。
- 5 監事の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

(会計年度)

第15条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

- 1 この規約は、平成19年2月21日から施行する。
- 2 協議会設立時の第8条第8項及び第14条第5項の任期は、平成21年3月31日までとする。
- 3 本改正規約(第8条第3項改正)は、平成29年5月8日から施行する。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等

(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

①旧法計画並びに市独自計画等に基づく事業の実施状況及び評価

旧法計画並びに市独自計画の事業の実施状況や数値目標の達成状況を客観的に整理し、分析を行いました。

事業の着手率は、旧法計画が60.0%、市独自計画が89.5%となっています。

詳しくは、下記項目の中で整理しています。

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」

[4] これまでの中心市街地活性化に関する取組み

- (1) 旧法計画の概要
- (2) 旧法計画の進捗状況
- (3) 旧法計画の検証
- (4) 市独自計画の概要
- (5) 市独自計画の進捗状況
- (6) 市独自計画の検証

②統計データによる客観的な把握・分析

統計データ等に基づき、中心市街地の現状と課題について整理を行いました。

詳しくは、下記項目の中で整理しています。

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」

〔2〕 中心市街地の現状に関する統計的なデータの把握・分析

- (1) 人口・世帯数
- (2) 商業
- (3) 消費購買の動向
- (4) まちなかの賑わい
- (5) 交通
- (6) 主な公共公益施設
- (7) 土地利用

③地域住民のニーズ等の把握と現状分析

市民を対象としたアンケート調査（平成 25 年度）を実施し、中心市街地への訪問目的、交通手段、充実すべきと思う施設等について把握、分析を行い、その結果、中心市街地活性化の必要性を感じている市民が多いことや、中心市街地に求める充実すべきと思う施設等についての市民ニーズを知ることができました。

詳しくは、下記項目の中で整理しています。

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」

〔3〕 地域住民のニーズ等の把握・分析

(1) 中心市街地活性化に向けたアンケート調査

④パブリックコメント

平成 27 年 1 月 15 日から 2 月 13 日までの 1 か月間、会津若松市中心市街地活性化基本計画（案）に関してパブリックコメントを実施した結果、6 人から 36 件の意見が寄せられ、基本計画策定の参考としました。

⑤様々な主体の巻き込み及び各事業等との連携

中心市街地の活性化に向けて、会津若松商工会議所並びに株式会社まちづくり会津が協同設立者となり、幅広い団体等により構成される会津若松市中心市街地活性化協議会と連携し、中心市街地活性化の総合的かつ一体的な推進のための協議・検討、事業推進を図ってきました。

また、商店街や関係団体に加え、中心市街地を利用する側である市民による団体を組織し、まちなかの将来像や賑わいづくりのプランを策定しており、この取組みから派生したイベント企画や団体がつくられています。

さらに、まちなかへの賑わいづくりのための事業を商店街、商工・観光団体、行政が協働で実施する団体も設立され、地域住民と一体となった取組みが期待されています。

・会津まちづくり応援隊

まちなかを利用する市民により結成され、商店街やまちづくり団体等と連携し、まちなかへの賑わいづくりプランをまとめた「まちなか賑わいづくりプロジェクト」を策定したほか、イベントや景観づくり、情報発信等を行っています。

- まちなか賑わいづくりプロジェクト実行委員会

市の市民協働事業を担う団体で、市民、商店街・まちづくり団体、商工・観光団体、行政の 20 団体により構成され、まちなか誘導案内事業や憩いの空間づくり事業など「まちなか賑わいづくりプロジェクト」に掲げられた中心市街地活性化事業を具現化しています。

- 会津若松市商店街連合会

中心市街地内の 8 商店街により構成され、市内最大の市「十日市」や商店街合同による販促イベント等を実施しています。

- 株式会社まちづくり会津

平成 10 年 7 月に設立され、本市中心市街地のタウンマネジメント組織として、また、中心市街地活性化協議会の共同設立者かつ事務局としての役割を担っています。

資本金 58,300,000 円（うち、会津若松市の出資比率 50%）

出資者 149 名